

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な向上のため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の最重要事項として以下のとおり取り組んでおります。

1. 迅速かつ適切な情報開示の実施を通して、株主に対する説明責任を果たしてまいります。
2. 迅速な意思決定及び業務執行のため、経営体制を強化してまいります。
3. 経営監視体制及びコンプライアンス体制の継続的な強化を通して、ステークホルダー(利害関係者)の信頼を得ていきます。今後も、会社の規模拡大に応じ、コーポレート・ガバナンス体制を適時改善しながら、より一層の充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(補充原則1-2-2)

当社は、株主が総会議案の十分な検討時間を確保できるよう、招集通知発送の早期化に努め、法定期日より1週間以上前(株主総会開催日3週間以上前)に発送しております。今後は、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、電子的に公表するよう検討してまいります。

(補充原則1-2-4)

当社は、すべての株主が適切に議決権を行使できるよう、議決権電子行使制度の採用や英訳版招集通知の公表等、議決権行使環境の検討・整備に努めてまいります。

(補充原則1-2-5)

当社は、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。ただし、株主名簿上の株主を通じて、株主総会への出席の申し出があった場合、株主総会への入場と傍聴を認めることとしております。

今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わるガイドラインの検討・整備に努めてまいります。

(原則1-5 いわゆる買収防衛策)

当社は、現在、買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策の導入予定はありません。継続的な成長により企業価値を向上させることを最重要課題と認識し、株主からの信頼に応えるため、熟考された経営手法により、必要性・合理性を勘案した企業活動を行ってまいります。

(原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社では、企業年金制度はなく企業年金の積立金の運用はないため、財政状態への影響はありません。

(補充原則3-2-1)

1 外部会計監査人の監査状況や監査報告を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っておりますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準を策定しておりません。今後は外部団体のガイドラインを参照するなどして、監査役会にて協議・決定する予定です。

2 外部会計監査人との意見交換や監査実施状況を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。なお、現在の当社外部会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、独立性・専門性ともに問題はないものと認識しております。

(補充原則4-1-3)

当社では、明文化した代表取締役社長等の後継者計画を策定しておりませんが、後継者計画および育成につきましては、中長期的な企業価値向上を図るために、必要であると考えております。現在、社外取締役の意見を参考にしつつ、取締役会での審議を踏まえ、人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定することとしています。今後後継者計画を策定・運用する場合には、取締役会が積極的に関与してまいります。

(補充原則4-2-1)

当社では、報酬制度に関する具体的な報酬設計を策定しておりませんが、複数の独立社外取締役及び独立社外監査役を選任し、独立且つ客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図り、業績などの適切な評価を踏まえた経営監視を実施し、適切な助言を得ております。

独立社外取締役の意見を十分尊重し、取締役会において具体的な報酬額を決定していることから客観性・透明性は十分担保されているものと考えておりますが、今後はより持続的な成長に寄与すると考えられる役員報酬制度を検討してまいります。

(補充原則4-3-2)

当社は、任意の指名委員会などの独立した諮問委員会を設置しておりませんが、最高経営責任者の選任は、会社の最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会の決議に先立ち独立社外取締役に對し説明を行い、適切な助言を得た上で取締役会にて決議しております。

今後は客観性・透明性がより確保されるよう、取締役会としてとるべき手続等を検討してまいります。

(補充原則4-3-3)

当社は、複数の独立社外取締役及び独立社外監査役を選任し、独立且つ客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図り、業績などの適切な

評価を踏まえた経営監視を実施しております。代表取締役の解任手続きも含め、企業統治は十分に機能していると考えておりますが、今後は客観性・透明性がより確保されるよう、取締役会としてとるべき手続等を検討してまいります。

(補充原則4-10-1)

当社では、独立社外取締役を2名選任しております。現在、指名・報酬に関して独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置してはおりませんが、取締役会において各独立社外取締役とも、指名・報酬に関する適切な関与・助言を得られていることから、適切に機能していると考えております。任意の諮問委員会については、慎重に検討してまいります。

(原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社の現在の取締役会は、8名で構成(代表取締役社長、代表取締役副社長、常勤取締役4名、社外取締役2名)されており、各取締役は、それぞれの職責に適切な専門的な知識・業界に精通する豊富な経験等を有し、当社の監査役会は常勤の監査役1名、社外監査役2名の合計3名となり、適切な専門的な経験・能力・知識を有し、財務・会計に関する十分な知見を有する者が選任されております。

取締役会全体としても知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模において適切な運営が行われておりますが、ジェンダーや国際性の面においては、十分に確保されているとは言えないことから、女性および外国籍の取締役の選任を検討し、多様性を確保できるよう努めてまいります。

(原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社では、経営理念、経営方針のもと前期比等の業績の推移や経済情勢等々を踏まえ、次期以降の売上高・営業利益・売上高営業利益率等の目標値計画を定めております。

当目標値計画については、当社ホームページ等での開示や決算説明会を通じた目標達成に向けた具体的な施策の説明の検討を進めており、持続的成長と中長期的な株主価値向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4 いわゆる政策保有株式)

当社は、持続的な企業価値向上のため、更なる社会的価値の向上を協働し、必要に応じて株式を保有します。保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減をまいります。政策保有株式についてそのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から検証を行い、これを反映した主要な政策保有株式の保有目的、合理性について、取締役会において検証します。

政策保有株式の議決権については、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点からその行使についての判断を行います。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

当社では、グループ会社も含めた全役員に関連当事者取引等の有無に関する申告を義務付けております。また、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合は、取引条件の妥当性、当該取引の合理性(事業上の必要性)等を慎重に検討した上で、取締役会の承認を得ることとしており、取引の適用性を確保する体制を築いております。今後は、情報開示にも主体的に取り組んでまいります。

(原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社では、企業年金制度はなく企業年金の積立金の運用はないため、財政状態への影響はありません。

(原則3-1 情報開示の充実)

- 1 経営戦略、経営計画等の、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組んでまいります。
- 2 本コードを踏まえたコーポレートガバナンスに関する基本方針に関しても、主体的に取り組んでまいります。
- 3 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針を有価証券報告書にて開示しております。今後は、中長期的な業績と連動した報酬制度や自社株報酬の採用について、必要に応じて検討してまいります。
- 4 社外取締役及び社外監査役の選任については有価証券報告書にて開示しております。また、次回以降の有価証券報告書においては、解任理由を開示することを予定しております。
- 5 新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

(補充原則4-1-1)

取締役会では、全社的な戦略課題や各本部に係る横断的な課題に対し、判断・決定を行っております。また、代表取締役社長以外の各常勤取締役においては、当社各本部の最高責任者と位置づけており、各取締役に対し、本部以下の組織における企業活動の運営・管理を一任しております。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

現在、当社において社外取締役・社外監査役として、それぞれ2名の合計4名が選任されており、当該役員全員を東京証券取引所に独立役員として届出ております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を特に定めておりませんが、東京証券取引所に届出ている独立役員に関しては、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠し、一般株主保護に資するよう会社経営に対する適切な指導・監査を行っております。

(補充原則4-11-1)

取締役会の人員構成については、取締役10名以内(当社定款第19条)とし、取締役の選任に関しては、当社の経営理念に賛同し、取締役及び監査役全員の賛同を得た者を選任しております。

当社の現在の取締役会は、8名で構成(代表取締役社長、代表取締役副社長、常勤取締役4名、社外取締役2名)されており、各取締役は、それぞれの職責に適切な専門的な知識・業界に精通する豊富な経験等を有し、取締役会全体としても知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模において適切な運営が行われております。

(補充原則4-11-2)

社外取締役・社外監査役に関して、実効的なコーポレート・ガバナンス・システムを構築するため、その役割・責務を適切に果たす必要があり、豊富な経験や専門的な知識を有する人材を選任しております。社外取締役・社外監査役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書において毎年開示しております。

(補充原則4-11-3)

取締役会全体の実効性において、当社の取締役会は、規模・構成・取締役会の運営状況・各構成員の資質等を鑑みれば、業務執行の意思決定や経営に対する監督機能を発揮するための体制が十分に構築されていると判断しております。経営環境や企業活動の状況を考慮し、必要に応じて適宜、取締役会の実効性の拡充を図ってまいります。

(補充原則4-14-2)

当社の監査役は監査役協会開催の研修等に月1回以上の参加をしており、知識や能力の向上を図っております。また取締役についても、最新情報の取得や自己啓発を目的に、異業種交流会や外郭団体のセミナー等への参加を行っており、その費用については当社が負担しております。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社のIR活動においては、代表取締役副社長が担当しており、対応部署として広報・IR室を設置しております。株主や投資家に対しては、第2四半期と本決算の年2回の決算説明会、及び年1回の個人投資家向け会社説明会を開催することを基本方針としております。また、機関投資家に対し、適宜IRミーティングや国内及び海外IRも実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	10,300,700	7.94
米多比 昌治	7,004,700	5.40
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	5,808,700	4.48
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	4,357,723	3.36
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	3,687,500	2.84
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	3,447,175	2.66
藤田 尚武	3,407,000	2.63
THE BANK OF NEW YORK 133524 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	3,379,600	2.61
株式会社三菱UFJ銀行	3,200,000	2.47
株式会社ジェフグルメカード	3,200,000	2.47

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- ・平成30年6月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。
- ・当社は、自己株式を15,431,197株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
加藤 一隆	他の会社の出身者													
岡橋 輝和	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- f 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- g 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- h 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- i 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- j その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 一隆		現在、社団法人日本フードサービス協会の顧問及び株式会社ジェフグルメカードの代表取締役社長をしております。	外食産業における豊富な経営経験ならびに業界動向への見識を踏まえ、適任と判断いたしました。 また、上場管理等に関するガイドラインIII5.(3)の2に掲げる類型に該当がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定いたしました。
岡橋 輝和		現在、セイコーホールディングス株式会社の顧問、山九株式会社の社外取締役及び株式会社マーキュリアインベストメントの社外取締役をしております。	事業会社における豊富な経営経験があり、適任と判断いたしました。 上場管理等に関するガイドラインIII5.(3)の2に掲げる類型に該当がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査人及び会計監査人である有限責任監査法人トーマツと定期的及び随時に会合を持ち、会計上及び業務上の課題、監査計画、監査の結果等について意見及び情報の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大川 恵之輔	他の会社の出身者													
垣花 直樹	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大川 恵之輔		現在、株式会社ワイズテーブルコーポレーションの社外取締役をしております。	上場企業の取締役としての豊富な経営経験があり、適任と判断いたしました。 また、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に掲げる類型に該当がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定いたしました。
垣花 直樹			事業会社における豊富な経営経験があり、適任と判断いたしました。 また、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に掲げる類型に該当がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新
--

各役員の役職位、職務内容等を勘案し職責に応じ適切な水準としており、報酬の一部について業績の達成状況を反映させる仕組みとしております。報酬については独立社外取締役の意見を十分に尊重し、取締役会において決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2017年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。
社内取締役 93,560千円(6名)、社外取締役 4,800千円(2名)
常勤監査役 12,000千円(1名)、社外監査役 4,800千円(2名)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲において決定しております。なお、各取締役の報酬額については、取締役会において決議しております。
また、当社の監査役の報酬等の額については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲において決定しております。なお、各監査役の報酬額については、監査役会において決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理本部の従業員が、必要に応じて社外取締役を補助することとしております。
また、内部監査人もしくは管理本部の従業員が、必要に応じて社外監査役を補助することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、当事業内容に精通した社内取締役6名と独立性が高い社外取締役2名(平成30年12月21日現在)で取締役会を構成しております。また、当社は監査役会制度を採用しており、社外監査役2名を含む3名(平成30年12月21日現在)で監査役会を構成しております。当社の現在の事業規模や業態等において、経営の透明性・公正性を保持すること及び監視・監督機能を発揮するにあたり、現時点において最適な体制を構築しております。これにより適切なコーポレート・ガバナンスの実現を可能としております。

1. 取締役会

毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営会議での議論も踏まえて経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の職務執行の監督を行っております。

2. 監査役会

毎月開催される監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は取締役会などの会社の重要な会議に出席しているほか、監査役会で策定した方針や分担に基づき監査役監査を実施し、代表取締役の業務執行と取締役の経営行動を監視・監査しております。

3. 経営会議

当社では、週1回、原則として常勤役員等が出席する経営会議を開催しております。経営会議では、経営会議規程に基づき、事業計画及び業績についての検討及び重要な業務に関する意思決定を行っております。

4. 内部監査

内部監査は、組織上独立した内部監査人(1名)が行っております。内部監査人は、代表取締役により直接任命されております。内部監査人は、内部監査規程及び内部監査計画に基づき、重要な子会社を含む各部門に対し監査を行っております。監査の結果は、代表取締役に対し直接報告し、その後、被監査部門に通知されております。後日、内部監査人は、被監査部門より指摘事項にかかる改善状況について報告を受け、状況の確認を行っております。

5. 監査法人等

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は、指定有限責任社員業務執行社員 阪田大門、指定有限責任社員業務執行社員 瀧野恭司であり、継続監査年数については、7年以内であります。また、監査証明業務にかかる補助者は、公認会計士2名、会計士試験合格者等3名であります。また、法律事務所等の外部の専門家と顧問契約を結び、経営全般にわたって適宜助言を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、当事業内容に精通した社内取締役6名と独立性が高い社外取締役2名(平成30年12月21日現在)で取締役会を構成しております。また、当社は監査役会制度を採用しており、社外監査役2名を含む3名(平成30年12月21日現在)で監査役会を構成しております。当社の現在の事業規模や業態等において、経営の透明性・公正性を保持すること及び監視・監督機能を発揮するにあたり、現時点において最適な体制を構築しております。これにより適切なコーポレート・ガバナンスの実現を可能としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第20期定時株主総会開催日は平成30年3月23日(金)であり、招集通知は平成30年3月2日(金)に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第20期定時株主総会は、平成30年3月23日(金)に開催いたしました。
その他	発送日の2日前から、Web上に招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上、説明会を開催しており、業績や中期経営計画等を代表者が説明しております。また、随時、代表者及び取締役等によるスモールミーティングを開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに「株主・投資家 情報」のコーナーを設け、決算短信、決算説明資料、その他適時開示資料等を掲載しております。 URL http://www.infomart.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR 担当部署は、当社管理本部であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はグリーンサイトライセンスの取得を通じた植林活動や、事業活動の省エネ化を進めエコアクション21の認証・登録を受けております。また、当社サービス利用企業へ電子商取引(EC)を通じたエコ活動を推進しております。
その他	当社がインターネット上で運営しておりますBtoB(企業間電子商取引)プラットフォームの発展を通して、フード業界をはじめ全業界に対する貢献を図ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法第362条第4項第6号)
 - (1)取締役会は、取締役会規程及び取締役会決議基準に基づき、法令、定款に定める事項、会社の業務執行についての重要事項を決定する。
 - (2)代表取締役は、法令、定款及び規則、規程、要領等(以下「社内規程」という)に基づき、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議及び社内規程に従い職務を執行する。
 - (3)取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会規程に基づき取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督する。
 - (4)取締役の職務執行状況は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき監査役の監査を受ける。
 - (5)当社は、「理念」に基づき、取締役及び使用人がとるべき行動の基準、規範を示した「行動指針」を制定し、併せて取締役の職務執行に係るコンプライアンスについて、通報、相談を受け付ける窓口を内部通報者保護規程に基づき設置する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(会社法施行規則第100条第1項第1号)
 - (1)取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理本部長を担当とし、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を文書管理規程及び職務分掌規程において定める。
 - (2)責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保存、管理する。また、その保存媒体に応じて、安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役及び監査役からの閲覧要請に速やかに対応する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(会社法施行規則第100条第1項第2号)
 - (1)リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、当該規程に基づき個々のリスクを認識し、その把握と管理及び管理責任者を決定し、管理体制を構築する。
 - (2)重要なし緊急の不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、リスク管理委員会及び顧問弁護士等を含む緊急対策委員会を組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第3号)
 - (1)取締役会を毎月開催し、経営会議での議論も踏まえて経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行う。また、週1回、原則として常勤役員等が出席する経営会議を開催し、経営会議規程に基づき、事業計画及び業績についての検討及び重要な業務に関する意思決定を行う。
 - (2)職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程及び職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行う。
 - (3)業務管理に関しては、年度毎に予算及び事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理を行うほか、主要な営業係数については、日次、週次で進捗管理を行う。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第4号)
 - (1)取締役及び使用人がとるべき行動の基準、規範を示した「行動指針」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問題があった場合は就業規則に基づき厳正に処分する。また、その徹底を図るため、管理本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員職教育等を行う。
 - (2)内部監査人は、常勤監査役と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に代表取締役及び常勤監査役に報告されるものとする。
 - (3)法令上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報者保護規程を運用、活用する。
6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)
 - (1)関係会社管理規程に基づき、グループ各社の業務の円滑化と管理の適正化を図る。また、必要に応じてグループ各社への指導・支援を行う。
 - (2)一定の重要事項及びリスク情報に関しては、基準を設け、当社への決裁・報告制度によりグループ各社の経営管理を行う。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第2号)
 - (1)監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
 - (2)当該使用人の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査役の同意を必要とする。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第3項第3号)
 - (1)監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。
 - (2)代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。
 - (3)取締役及び使用人は、重大な法令、または定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。
 - (4)監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
 - (5)監査役に報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことが確保されている。
 - (6)監査役は職務の執行について生ずる費用については、会社に償還する権利を有する。
10. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号)
 - (1)監査役と代表取締役との間に、定期的な意見交換会を設定する。

(2)監査役は、内部監査人と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査人に調査を求める。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持って、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

(3)監査役は、監査の実施にあたり、必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

11. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制の整備、運用を継続的に行う。また、内部監査人により、内部統制の適正性を定期的に評価し、必要に応じて是正を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会勢力からの接触、不当要求等に対しては毅然とした態度で対応する方針であります。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は管理本部を統括部署とし、外部専門機関(管轄警察署、顧問弁護士等)と連携し情報収集を行うとともに、反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、可能な範囲内で取引先の属性及び自社株の取引状況を確認しております。

さらに、反社会的勢力の不当要求に対しては、外部専門機関と連携し、適切に対応できる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に対する基本方針

当社は、株主及び一般投資家を含めたステークホルダーに対して適時、公正かつ適正な情報を提供するため、適時開示等規則その他の関連諸法令及び諸規則に従った重要情報の開示に加え、投資家にとって有用であると判断した情報についても積極的な情報発信に努めてまいります。

2. 適時開示の社内体制

当社は、管理本部長を内部情報管理責任者、各部門長を内部情報管理担当者とし、管理本部を内部情報統括部署としております。内部情報管理責任者は、投資家が適切な投資判断を行うために必要な情報の把握と厳正な管理に努めております。開示内容については、適時開示情報伝達システム(TDnet)にて公開いたします。公開後速やかに自社ホームページ上でも公開いたします。

(1) 決定事実に関する情報

決定事実に関する情報については、経営会議にて審議され、開示資料は、内部情報管理責任者の指示に基づき、内部情報統括部署である管理本部にて作成いたします。取締役会にて決定された後、内部情報管理責任者の指示に基づき開示をいたします。

(2) 発生事実に関する情報

各部門にて発生した重要事実は、内部情報管理担当者である各部門長より、経営会議に報告されます。開示資料は、内部情報管理責任者の指示に基づき、内部情報統括部署である管理本部にて作成し、取締役会にて決定された後、内部情報管理責任者の指示に基づき開示をいたします。なお、迅速に開示すべき重要事実が発生した場合には、内部情報管理責任者の確認後、代表取締役の承認により、内部情報管理責任者の指示に基づき開示をいたします。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報についての開示資料は、管理本部(経理部)にて作成し、内部情報管理責任者の確認後、経営会議に報告されます。取締役会にて決定された後、内部情報管理責任者の指示に基づき開示をいたします。

3. 適時開示に係る社内体制の監査

当社では、インサイダー取引の未然防止を図るため、「インサイダー取引防止規程」を定め、役員及び従業員に対して、周知徹底に努めております。また、代表取締役より直接任命されている内部監査人が、定期的に内部監査を実施し、適時開示体制の実効性を評価しております。